**保険を見直す？悔やみきれない失敗続出**

毎月の保険料を抑えたい、新しい保険商品を勧められた、家族が増えた……。様々な理由で解約や転換など、今加入している保険の見直しを考える機会がある。ただ、注意をしないと保険の見直しは思わぬ損失を招く可能性もある。どうすれば、失敗しない保険の見直しができるだろうか。ファイナンシャル・プランナーで辛口保険評論家の長尾義弘氏が解説する。

## 保険の「転換」に潜むワナ

「新しい保険が出ました」「今よりも保障内容が充実しています」「保険料は変わらずにバージョンアップできますよ」。保険の更新時期が来ると、営業員は親切に保険の転換を勧めてきます。

　「転換」というのは、今入っている保険を解約し、新しい保険に入り直すことです。

　さて、営業員のこの提案に、うかうかとのってしまっていいのでしょうか？

　保険の転換を勧められた場合は気をつけてください。実は契約者にとってメリットはなく、損をするケースがほとんどと言ってもいいでしょう。

## なぜ「保険料は変わりません」？

　その理由をご説明しましょう。

　新しい保険に入るということは、本来、年齢が上がっているので保険料は高くなってしまいます。「転換」を勧める保険の営業員は、この高くなる保険料を抑える秘策を持っているのです。

　国内大手保険会社の主力商品だった「定期保険特約付終身保険」の場合を例に考えましょう。

　この保険は、主契約である終身保険（一生涯続いていく死亡保障がある貯蓄性の保険）に定期保険（いわゆる掛け捨ての生命保険）などの特約がついたパッケージ商品です。

　この保険を解約すれば、解約返戻金が戻ってきます。

　解約返戻金は次の３つの方法で活用されることになります。「新しくしても保険料は変わりません」という“カラクリ”は、この解約返戻金の使われ方にあります。

　〈１〉基本転換……終身保険に充てる  
　〈２〉定特転換……定期保険に充てる  
　〈３〉比例転換……終身保険、定期保険の両方に充てる

　保険の「転換」はこれまで加入していた保険を解約し、新たな保険に入ることですから、以前加入したときよりも当然年齢は上がっていて、保険料は高くなるはずです。それを高くなったと見せないために解約返戻金が利用されます。

　〈１〉の基本転換の場合、貯まったお金は終身保険に引き継がれるので、死亡時に戻ってきます。しかし、全体の保険料は高くなることがあります。

　〈２〉の定特転換は、貯まったお金を掛け捨てである定期保険に使うので、お金は戻ってきません。でも全体の保険料を安くすることができます。

　〈３〉の比例転換は、貯まったお金を終身保険と定期保険に振り分けるので、その比率によって保険料は安くなります。終身部分に入ったお金は死亡時に戻ってきます。

　もうお分かりでしょうが、あたかも保険料負担が増えないと見せかけるため、保険の営業員は〈２〉の方法で転換を勧めます。これは、長く保険に契約しているから「保険料を安くします」などというサービスではありません。あなたが積み立ててきた戻ってくるお金で定期保険の一部を買っているからにほかならないのです。

## マイナス金利時代の「埋蔵金」を奪われる？

　もう一つ、大きな損をすることがあります。

　保険会社が転換を勧める大きな狙いは、「予定利率の高い商品」を「予定利率の低い商品」に切り替えるさせるということです。

　「予定利率」とは、契約者に約束する運用利回りのこと。つまり、予定利率が高い保険は条件のいい「お宝保険」なのです。

　保険会社はバブル崩壊以降２０１３年まで、ずっと「逆ざや」に苦しめられていました。

「逆ざや」とは、かつて金利が高かった時代に、保険会社は契約者に高い金利で支払いを約束していました。けれど、その後金利は下がって、実際の運用金利よりも契約者に約束をした金利の方が高くなってしまったのです。こうした状態が「逆ざや」です。

　この「逆ざや」を解消できたのは、株高、円安の影響で運用環境が改善したというのも大きな要因ですが、保険営業員の“努力”のたまものでもあります。

　予定利率は、高いときで５．５％ぐらいありました。契約者にとっては、まさに「お宝保険」ですが、逆に保険会社にとっては、赤字の原因になります。

　そこで保険会社は「よい保険が出ました。新しい保険にメンテナンスをしませんか！」と言って、保険の「転換」を促進していったのです。新しい保険にすると、今までの高い予定利率はなくなって、その時点の低い予定利率に変更されてしまうのです。

　保険会社にとっては、高い金利を払い続ける必要はなくなるので助かりますが、契約者にとっては大損です。

## お宝保険にくっついたムダ

　具体的な数字で見てみましょう。

　たとえば、２０年前に入った保険が来年契約更新を迎えるとします。勧められるまま、保険の転換をしてしまうと、予定利率が２．７５％の保険が、現在の予定利率の１％ぐらいになってしまうことになります。

　くれぐれも保険の転換は慎重にしてください。

　つまり、２０年以上前に入った保険は「お宝保険」なのです。

　マイナス金利の時代、その「お宝保険」の価値はどんどん高まっています。決して手放さないようにしてください。

　ただ、「お宝保険」には注意点もあります。

　このお宝保険は、「特約」がてんこ盛りになっている場合が非常に多いのです。介護状態になったら保険料が出る「介護特約」とか、入院後の通院費を保障する「入院特約」、掛け捨てで保障を厚くする「定期保険特約」……といったものです。

　多くの方が主契約の終身保険に加え、数々の特約をつけています。主契約の保険料月々約１万円に加え、特約でさらに１万円上乗せしているなんて例は珍しくありません。

　こうした場合は、不要な特約を解約して、主契約である終身保険だけを残して見直すといいでしょう。そうすれば、保険料の支払いはぐっと軽くなり、予定利率のいい保険だけが手元に残ることになります。

　「お宝保険」は、マイナス金利時代の埋蔵金のように積み立てることができます。

## 一生悔やんでも悔やみきれない！

「見直しでしくじった！」（画像はイメージ）

　もうひとつ、保険の見直しの時に忘れてはいけない重要なポイントがあります。

　それは、前の保険と次の保険の保険期間をダブらせて保険を切り替えると言うことです。

　「保険期間をダブらせるということは、２つの保険料を払うことになってしまう！　そんなのムダではないか？」という不満もあると思います。

　でも、これがとても重要なことなので、ぜひ実行していただきたいのです。

　もし、ダブらせないと、どんな悲劇になるかをご説明しましょう。

　２人目のお子さんが誕生したばかりの幸せなＡさんという方がいたとしましょう。

　１人目のお子さん誕生と同時に禁煙を始めていたＡさん。禁煙２年目を迎え、非喫煙者が割引を受けられるリスク細分型の死亡保険に切り替えようと考えています。

　それまで入っていた２０００万円の死亡保険を解約して、子どもが増えたので４０００万円の死亡保険に切り替える予定です。

　新しい保険の申し込みを済ませ、あとは１回目の保険料を払い込むだけという状態で、前の保険を解約してしまいました。

　その翌日、なんと不幸なことにＡさんは、突然の交通事故に巻き込まれて亡くなってしまいました。

　Ａさんの妻は新しい保険の申し込みがすでに終わっていたので、４０００万円の死亡保険金が出ると思っていました。ですが、１回目の保険料の支払いがまだだったので、「責任開始日」になっていません。これでは死亡保険金が支払われません。

　保険の責任開始日とは、保険会社が契約上の責任（保険金・給付金の支払いなど）を開始する時期のことで、保険の契約日とか申し込み日とは異なります。新しく加入する場合、〈１〉契約の「申し込み」、〈２〉持病などの「告知」、〈３〉保険料を実際に支払う「第１回保険料充当金払込」の３つのプロセスが済まされていないと保険の責任開始日になりません。

　しかも前の保険も解約してしまったので、そちらからも保険金はでません。

　保険の空白期間ができてしまったのです。残念ながら無保険状態の期間に起こった事故に対しては何の保障もありません。

　これでは、一生悔いても悔やみきれません。

　そんな、「まさか……」ということにならないように、ムダだと思っても空白期間を作らないように保険期間をダブらせる必要があります。

　また、こんなこともあります。

　告知の内容によっては、新しい保険会社が承諾をしない可能性があります。

　その場合、前の保険会社を解約してしまっていると、もう戻ることはできません。

　解約してしまっている場合は、なんとか新しい保険に入るしかありません。その場合、健康状態に問題があると、新しい保険の保険料や保障内容の条件が悪くなってしまうことがあります。最悪、新しい保険にも入れないということになりかねません。

　前の保険を解約する場合は、くれぐれも次の保険の責任開始日を過ぎてからにしてください。

## 気をつけたい「待ち期間９０日」

　がん保険については、もっと注意が必要になってきます。

　がん保険の場合、保険会社が承諾をしてから９０日間の「待ち期間」というのがあるのです。

　「最近、なんか調子が悪い。急に体重も減ったし、やっぱりがん検診へ行こう。でもその前にがん保険を申し込んでおいた方がいいかな……」

　自分のことかと思い当たる方はいらっしゃいませんか。注意してください。

　がん保険の場合、申し込み、告知、承認が無事終わり、第１回の振込が済んでいても、すぐに保障はスタートしません。

　９０日間は待ち期間なのです。この待ち期間にがんと診断されても、給付金は出ません。

　９１日目以降にがんが見つかった場合は大丈夫です。もし、がん保険の見直しを考えているのでしたら、９０日間は保険期間をダブらせる必要があります。

　定期保険や収入保障保険、医療保険は、喫煙の有無、血圧値、ＢＭＩ値、免許証の色などで保険料を割り引くリスク細分型の保険がいろいろ登場しています。

　見直しをお考えの人は、今支払っている保険料よりも安くなるかも知れません。正しい手順で保険の見直しを進めてください。